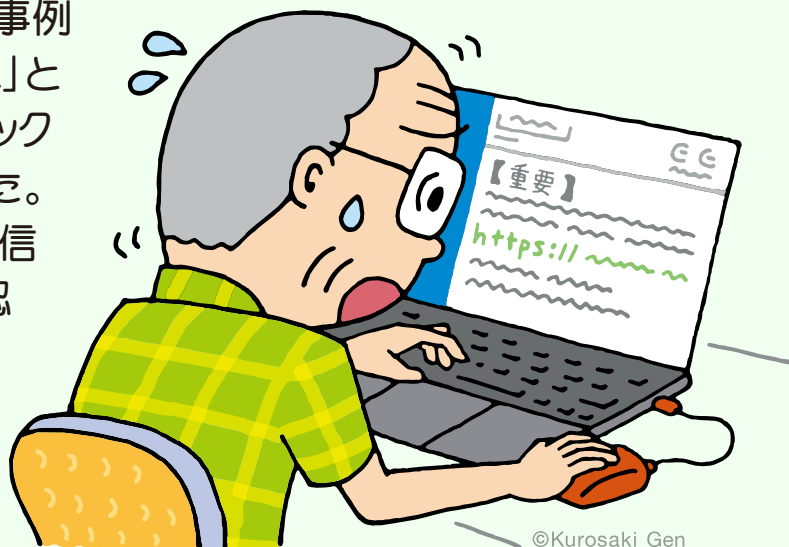


見守り 新鮮情報

事例1 **大手通販サイト**からクレジットカード番号を登録し直すようにとの**メール**が来たので、記載されていた**URL**をクリックし名前やカード番号などを**入力**した。その後、約1万7千円分の**カード利用**がされていたことが判明した。(80歳代 男性)

事例2 **大手カード会社**

から「不正利用の事例が多いので確認するように」と**メール**が届き、**URL**をクリックしカード番号などを**入力**した。その後、カード会社から「通信販売で**不正な利用**が確認された」と連絡があった。5万円ほどの買い物をされていた。(70歳代 男性)



©Kurosaki Gen

実在する組織をかたる フィッシングメールに注意!

ひとこと助言



- 通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。
- メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メールのURLにアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

高齢者の消費者トラブルを防ぐための 見守りチェックリスト

家の様子について

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 不審な電話のやりとりがないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 家の屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか

本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

★不安に思った場合やトラブルになった場合は、

消費者ホットライン(188:「いやや!」)にご相談ください!



独立行政法人
国民生活センター

消費者庁 消費者ホットライン188

イメージキャラクター イヤヤン

悪質業者は高齢者や障害者を狙っています

No. 56
2024.3

～トラブルから守れるのは 身近なあなたの気付きです～

その申込み、「定期購入」になっていませんか？

「ネットで商品を「1回限りおトクにお試しだけ」のつもりで購入したら実は定期購入だった。解約したい。」などという相談が非常に多く寄せられています。

トラブル防止のポイント

- ・ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
いったん注文すると簡単に契約をなかったことにすることはできません。解約時に違約金などの支払いが必要な場合もあります。
- ・ 注文確定の直前段階に表示される「最終確認画面」で「〇ヶ月コース」「定期購入」等になっていないか、支払うことになる総額はいくらか、解約・返品できる場合の条件などを確認しましょう。
- ・ のちにトラブルが起きた際に証拠とするため、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しておきましょう。



～ 皆さんの気付きが必要です ～

高齢者や障害者の消費者トラブルには「だまされたことに気付きにくい」「被害にあっても相談しない」という特徴があり、解決できない上に、二次被害に遭うおそれもあります。

皆さんが訪問宅で見つけたトラブルの兆候は、貴重な情報です。

ご本人の気持ちを尊重しつつ、窓口への相談をお勧めしてください。

消費生活相談窓口

香川県消費生活センター	東讃県民センター	0879-42-1200
相談専門 087-833-0999	小豆県民センター	0879-62-2269
ヤミ金融専用 087-834-0008	中讃県民センター	0877-62-9600
香川県警察相談専用電話 #9110	西讃県民センター	0875-25-5135
又は 087-831-0110	消費者ホットライン	局番なしの188 (いやや!)



香川県消費生活センターマスコット・キャラクター
消費生活カメレンジャー